

グループ討論記録（Aグループ）

（司会）沖縄県公文書館 幸地 哲

（記録）衆議院憲政記念館 若林智伸

A班（小野寺克己：宮城県公文書館、岩倉則幸：茨城県立歴史館、中林明美：東京都公文書館、矢野利字子：大阪府公文書館、幸地哲：沖縄県公文書館、高山治：八潮市立資料館、梅原康嗣：国立公文書館、若林智伸：衆議院憲政記念館）では、まず、資料の公開非公開について、各館で問題となった具体的事例を各人にあげてもらい、個々の事例について討議した後、共通の問題点を拾い出し、更に今後の課題について検討するといった手順で議論を進めた。

1 討議した具体的事例

民事判決原本について

閲覧請求があった民事判決原本の中に、利用制限される個人情報があると思われる事件の記載があった。これについての制限年数、制限方法はどうなるのか。

A館 住所のうち県以後、氏名、個人を特定する部分をマスキング。

B館 家族、親族又は婚姻に関する文書としては、50年以上80年未満は非公開、犯罪歴に関する文書としては80年以上非公開の扱いになるが目録上では個人名が公開されている。

C館 全部非公開であるが、親族ならば見せる。

D館 全部非公開。

E館 個人が特定できる部分、訴訟事件から個人の推定ができる部分をマスキング。

F館 名前、住所はマスキング。

戸籍について

自分の祖先を知りたいという遺族から、戸籍の閲覧請求が来た。戸籍についてはどう取り扱うか。

A館 非公開。

B館 公開。

C館 戸籍が一部含まれている資料は、複写の際に提供しない（閲覧と複写の扱いに差がある）。

D館 本籍地記載のみは公開。戸籍謄本は利用制限する

寺院など、思想・信条に関する文書について

特定の寺の檀徒について記されたいわゆる檀家名簿は個人の思想信条の扱いの対象になるか、公開することによって不利益をこうむることはあるか。

A館 個人のプライバシーにあたる。記載内容にもよるが、住所等が記載されていれば問題になるのでは。

写真資料について

写真資料の中に利用制限される個人情報にあたる被写体があった。こうした場合、これについては写真資料、ネガ等にどのように利用制限を設けたらよいか。

A館 閲覧用アルバムから抜き取り、資料名等目録は残す。または代替物を入れる。

その他

映画フィルム、ビデオ映像等の公開制限について意見交換を行った。

2 共通の問題点

公開制限解除の根拠

各館とも個人情報が含まれる資料について非公開としたものについても一定の年数で解除しているが、この年限についてどう設定していったらよいか。

これについては概ね各館とも非公開資料を国立公文書館の例にならって個人の秘密、個人の重大な秘密、個人の特に重大な秘密の三類型に分け、

それぞれ年数を設定するのが妥当であるとしている。年数の設定にあたって、子生存期間として110年を検討中という館もあった。

また、基準を設定する際には、言葉の定義(親族、遺族など)をしておく必要があるのではないかという意見があった。

非公開年限について

に関連するが、公開制限解除年限に到達後、直ぐに公開するのかあるいはもう一度検討して場合によっては年限延長等を行なうのか。

これについては重大な犯罪歴については、設定した期限が到来しても、住所等が含まれていて個人が特定できるものについては期限延長を行うという館もあった。また、江戸時代の史料の一部は出版物で公開されているため、その部分については公開、その他の部分については非公開としているとの館もあった。各館ケース・バイ・ケースでその都度判断しているのが現状であると思われる。

非公開の具体的技術について

マスキングの具体的な方法として封筒に入れる、一旦複製したものに墨塗りをし、それをもう一度複製して提供している等の報告があった。この場合において、非公開部分の袋かけをその都度していると、簿冊が膨らんでしまうという問題点があげられた。また、マイクロフィルムの一部に非公開部分が含まれている場合、どう対処しているかについては、リール毎非公開とする館、原本をマスキングして対処している館があった。また、フィルムをデジタル化してマスキングを施して提供することを検討している館もあった。

3 今後の課題について

全体的な課題としては、幅広く情報を収集していくことが何よりも肝要であるということである。まず自分の館の現況を把握すること、すなわち館で起こった個々の事例を積み重ね、整理体系化して一つの基準をつくること。その上で他の館の情報も収集し、修正を加え、公開基準を公開していくことがこれからの一番重要だと思われる。そのためにも、自館の公開基準をでき

るだけ公開していくことが、各館の基準を相互の共有財産化していくためにも必要である。

討議していく中、個々の課題としてあげられたものは、一つは、戸籍情報の公開問題で議論となった、遺族の範囲とどこまでとするのかという問題、また、マスキング処理の方法で、マイクロフィルムの一部に利用制限される個人情報があった場合、原資料にどのように非公開処理をするのかという問題であった。